

平成 25 年 3 月

## 診療機関における「病理診断科」の名称使用のお願い

(社) 日本病理学会理事会  
理事長 深山 正久

ご存じのように、平成 20 年に標榜診療科として「**病理診断科**」が**広告可能な標榜科名**として認められ、医療法施行令第 3 条の 2 に「病理診断科」の名称が付け加えられました。しかしながら、「病理診断科」の名称が使用されている病院は少なく、HP 上での調査（2012 年 7 月現在）では、「病理診断科」を標榜している病院は、国立大学附属病院・関連施設では約 19%、公立大学附属病院・関連施設では約 22%、私立大学附属病院・関連施設では約 27%にとどまっております。厚生労働省・専門医機構の「専門医のあり方に関する検討会」のヒアリングでも、「病理診断科」の科名を使用している病院が非常に少ないことが問題として指摘されました。

「病理診断科」の院内標榜にあたり、所轄保健所等への届け出は必要ではなく、外来ブースの設定や外来を実際に行う必要もありません。また、「病理診断科・病理部」などと併記することも可能です。病理学会員による長年の働きかけの結果、標榜診療科として「病理診断科」の標榜が可能となりました。会員の皆様には、診療機関での「病理診断科」の名称使用の促進をよろしくお願い申し上げます。

院内標榜科に関して下記に参考資料を紹介しますので、参考にしてください。

院内表記、院内標榜は院内の合意で可能です。

「病理診断科」の院内標榜（厚生労働省での機能標榜という呼称に相当）には  
特に届け出は必要ありません。  
また外来ブースの設定や外来を実際に行う必要もありません。

(1) 院内表記およびウェブサイト上では、特に所轄保健所等への届出なくして「病理診断科」を表記することが可能です。

また、院内表記およびウェブサイトで、診療科名として、「医療法施行令第3条の2」に規定されていない診療科名を掲示している病院もあります。これは、違法ではありません。

(関係法規・厚生労働省指針)

厚生労働省「医療広告に関する規定を定めた指針」

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（いわゆる「医療広告ガイドライン」）より

病院内部における掲示やインターネットのウェブサイト等は医療広告規定に含まれない

(解説) 上記ガイドラインにより、院内表記およびウェブサイトでは「医療法施行令第3条の2」に規定されていない診療科名を使用することが可能となっております。

(例) 心臓血管外科 → 循環器外科  
循環器内科 → 心臓内科  
神経内科 → 脳神経内科  
乳腺外科 → 乳腺科

など、右側は医療法施行令で認められていない科名ですが、院内表記およびウェブサイトで使用するには、違法ではありません。

「病理診断科・病理部」など併記することも可能です。

**所轄保健所等に届け出が必要な「病理診断科」の標榜**  
**(厚生労働省での診療標榜という呼称に相当) については、**  
院内の外来ブースの一部を「病理外来」として、患者が希望すれば来られるように  
しておくことが必要（毎日でなくとも可。実際に患者が訪れなくとも可）で、  
その届出を所轄保健所等に行うこととなります。

(2) 真の意味での診療科の標榜科として、病理外来等の診療行為を行う場合には、所轄保健所に届け出る必要があります。

この場合、すでに「保険医療機関」として認められている施設内で「病理診断科」を「診療科名」として届け出る場合と、個人等で、「病理診断科」という「標榜科名」で「保険医療機関」を新たに開業する場合とでは若干手続が異なってきます。ここでは、(ア) すでに保険医療機関として認められている機関内での「診療標榜科」届出、(イ) 新たに「病理診断科」を診療科名として保険医療機関を開設する場合について説明します。

(解説・関連法規)

平成 20 年の改定で

**「病理診断科」という名称を広告して保険医療機関を開設できる**

ことになりましたが、実際に「病理診断科」を標榜診療科名として「保険医療機関」を開設するには、医療法第 8 条に基づく開設届を、開設しようとする診療所の所在地を所管する保健所等に提出しなくてはなりません。

この際、関連する法律に

**「保険医療機関及び保険医療養担当規則（略して以下「療担規則）」**

があります。

療担規則は、

「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項 及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項 において準用する場合を含む）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則を次のように定める」として、

<第 1 章第 1 条>

保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という）の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

すなわち、(イ)のように「病理診断科」として「保険医療機関を開設」するには、この「療担規則」のために、多くの都道府県では「診療標榜」が認められないのが現状です。病理のような特殊な診療科では、今後この法律（厚生労働省令）の改正も視野にいれた交渉が必要となります。

しかしながら、(ア)の場合ように既に保険医療機関として開設されている保険医療機関内にあつては、「病理診断科」として「診療標榜」する場合には、患者を実際に「看る（病理診断を説明する）」いわば「病理外来」のスペースを確保し、届出をすることで可能になります。また、院内表記やウェブサイト上以外で診療科として「病理診断科」を標榜する場合にも届け出が必要となります。

実際には院内の外来ブースの一部を「病理外来」として、患者が希望すれば来られるようにしておくことが必要（毎日でなくとも可。実際に患者が訪れなくとも可）で、その届出を所轄保健所等に行うことになります。

すでにいくつかの大学病院や市中病院等で実施されておりますので、そのケースを参考にさせていただくのもよいかと思えます。

標榜に関するお問い合わせは、  
日本病理学会 将来構想検討委員会 委員長 佐々木 毅まで、  
下記のメールでお願いいたします。

[takesasa@m.u-tokyo.ac.jp](mailto:takesasa@m.u-tokyo.ac.jp)